

南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地における空き店舗等の解消を図るとともに、中心市街地の活性化やまちなかの賑わい創出に資することを目的として、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 南会津町都市計画用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域に指定された区域をいう。
- (2) 空き店舗等 中心市街地に所在する家屋、店舗、倉庫その他の建築物で、現に利用又は居住していないものをいう。
- (3) 新規創業者 新たに創業する者及び申請時に創業（開店）から1年を経過していない者をいう。

(補助の内容等)

第3条 補助金の内容（補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率等）は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 南会津町暴力団排除条例（平成24年南会津町条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行う者
- (5) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象事業の条件)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 店舗等を開業するものであること。
- (2) 現に中心市街地で店舗等を営業している者が、現店舗から移転するものではないこと。

- (3) 週4日以上、1日4時間以上営業し、かつ、2年以上営業を継続できるものであること。
- (4) 店舗改修費の補助を受けようとする場合は、原則として、改修工事のすべてを町内に事業所を置く法人又は個人に発注すること。ただし、町内事業者で施工できないもの等についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定める日までに、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に掲げる添付書類及びその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、補助金を交付することが適当であるか否かの決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による決定を行ったときは、必要に応じて条件を付し、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金決定通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。

3 店舗改修費の補助を受けようとする申請者は、前項に定める通知があるまで、店舗改修工事に着手してはならない。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとする場合は、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、当該補助対象経費の10分の3以内の変更をする場合とする。

3 第1項の規定による申請の承認は、町長が行うものとし、承認したときは、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）によって通知するものとする。

(概算払)

第8条 補助事業の完了前に、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金概算払請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出

しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、前条の実績報告と併せ、南会津町まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(会計帳簿の整理等)

第11条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(事業報告)

第12条 補助事業者は、当該事業が完了した年から3年を経過する年までの各年度の事業状況を町長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。

2 町長は、前項に定めるもののほか、補助事業者が補助金の交付を受けてから2年以内に廃業した場合、月数に応じて補助金の返還を請求することができる。

(事業協力)

第15条 この要綱による補助を受けた補助事業者は、町や商工会等が行う事業に積極的に協力し、中心市街地の活性化やまちなかのにぎわい創出に努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係、第5条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	添付書類
空き店舗賃借料補助	中心市街地の空き店舗等を店舗又はその他商店街の魅力向上に寄与する施設として利活用する場合の賃借料を補助する。（転貸する場合を含む。）	商工会、商業振興協同組合	中心市街地の空き店舗等を店舗又はその他商店街の魅力向上に資する施設として利活用する場合の賃借料	賃借料の1/2以内（千円未満切り捨て） 上限（5万円/月、12月）	賃貸借契約書の写し又は証明書
空き店舗改修費補助	中心市街地の空き店舗等を利活用して創業等する場合の改修費用の一部を補助する。	商工会の創業サポートを得て新規に創業等する者	店舗の外装・内装工事費及び設備（水道、電気、ガス、空調、通信）工事費	補助対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て） 上限100万円	改修に係る見積書、転貸契約書の写し又は証明書（空き店舗賃借料補助を受けた事業者から転貸される場合）、南会津町商工会の意見書
既存店舗改修費補助	中心市街地にある店舗をまちなか再生計画に即して修景整備する場合の改修費用の一部を補助する。	町内で既に開業している者	まちなか再生計画に即して実施する店舗の外装・内装工事費	補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 上限50万円	改修に係る見積書、南会津町商工会の意見書

※店舗改修費補助を受ける場合は、事前に事業者、商工会、町の三者による事前相談が必要です。